

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
CryoEM コンソーシアム細則

令和6年2月28日  
制 定

(総則)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 CryoEM コンソーシアム規約第4条第1項第2号の企業法人の会員（以下「会員」）に関する参加料等について、以下のとおり定める。

(会員の呼称及び参加料)

第2条 会員の呼称及び参加料については、下記の3種類とする。

1 プラチナ会員

- (1) 参加料を100万円とする。
- (2) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEM セミナー」に参加することができる。
- (3) SBRC が独自に入手した CryoEM の動向に関する情報提供を受けることができる。
- (4) クライオ電顕実験棟にある機器（クライオ電子顕微鏡を除く）及び生化学用実験室の実験台の一区画が短期利用できる。ただし消耗品については会員の負担とする。
- (5) SBRC の研究者から、高度に専門的な技術支援を年間15時間まで無料かつ個別に受けることができる。ただしコンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

2 シルバー会員

- (1) 参加料を50万円とする。
- (2) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEM セミナー」に参加することができる。
- (3) SBRC が独自に入手した CryoEM の動向に関する情報提供を受けることができる。
- (4) クライオ電顕実験棟にある生化学用実験室の実験台の一区画が短期利用できる。ただし消耗品については会員の負担とする。
- (5) SBRC の研究者から、技術支援を年間10時間まで無料かつ個別に受けることができる。ただしコンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

3 ブロンズ会員

- (1) 参加料を無料とする。
- (2) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEM セミナー」に参加することができる。
- (3) SBRC が独自に入手した CryoEM の動向に関する情報提供を受けることができる。

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、主査が定める。

附則（施行期日）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。